

あけまして
おめでとう
ございます



花みずき



BEST MANAGEMENT

公認会計士・税理士
経営コンサルタント

税理士法人
安 蒜 会 計

〒271-0046
松戸市西馬橋蔵元町93
Phone: 047 (341) 8811
Fax : 047 (341) 8080

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 12日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント 源泉控除対象親族

令和7年分までの扶養控除等申告書には「控除対象扶養親族」を記載していましたが、8年分以後は、これに特定親族（生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下）のうち合計所得金額が100万円以下の人を加えた「源泉控除対象親族」を記載するため注意が必要です。

1月の税務と労務

- 国 税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
2月2日
- 国 税／源泉徴収票の交付、提出
2月2日
- 国 税／12月分源泉所得税の納付
1月13日
(納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)
- 国 税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
2月2日
- 国 税／5月決算法人の中間申告
2月2日
- 国 税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合)
2月2日
- 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告
2月2日
- 地方税／給与支払報告書の提出
2月2日
- 労 務／労働保険料の納付(第3期分)
2月2日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

賃金引上げ等のための 中小企業・小規模事業者への 支援事業

近年、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。最低賃金の引上げや人手不足への対応、生産性の向上など、経営者が取り組むべき課題は年々複雑化しています。

こうした背景を受け、国や都道府県では、中小企業の経営基盤を強化し、持続的な成長を後押しするためのさまざまな支援策を用意しています。

厚生労働省においては、「賃上げ」支援助成金パッケージと

して、最低賃金引上げに関連した助成金のほか、生産性向上（設備・人への投資等）、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援するための支援策のとりまとめが行われました。本記事では、それらの中から一部を取り上げ、概要や活用のポイントを解説します。後半では、各都道府県において行われている賃金引上げ支援事業をご紹介します。

「賃上げ」支援助成金パッケージ

「賃上げ」支援助成金パッケージは、下図の助成金をとりまとめたものです。

助成金制度は要件や支給額の拡充・変更、廃止が行われることがありますので、最新の情報を入手の上でご活用ください。

1 生産性向上（設備・人への投資等）への助成金

① 業務改善助成金

概要
最低賃金は毎年のように引き上げられており、中小企業にとっ

ては大きな負担となっています。その一方で、従業員の生活安定や人材定着の観点からも、賃金水準の引上げは避けて通れない課題です。この両立を図るために活用できるのが「業務改善助成金」です。

令和7年9

「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）

- ・業務改善助成金
- ・働き方改革推進支援助成金
- ・人材開発支援助成金
- ・人材確保等支援助成金
(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

非正規雇用労働者の処遇改善

- ・キャリアアップ助成金
(正社員化コース、賃金規定等改定コース)

より高い処遇への労働移動等

- ・早期再就職支援等助成金
(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)
- ・特定求職者雇用開発助成金
(成長分野等人材確保・育成コース)
- ・産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

月には、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の一環としての最低賃金の引上げに関する支援の拡充が行われ、業務改善助成金については対象事業者の拡大、賃金引上げ計画の事前提出を省略可能とするなどの措置が採られています。

② 制度の目的

業務改善助成金は、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業事業者に対して、生産性向上のための設備投資や人

材育成に要する費用を助成する制度です。単なる賃上げ支援ではなく、「生産性向上」と「賃金引上げ」をセットで進める点が特徴です。

③ 助成内容

助成率や上限額は、引き上げる賃金額や対象労働者数に応じて変動します。

たとえば、事業場内最低賃金を30円以上引き上げる場合、対象経費の4/5（事業場内最低賃金額が1000円以上の場合）は3/4、助成上限額は30（

130万円が助成されるなど、条件によって高い助成率や助成上限額が適用されます。

④ 申請の流れとポイント

申請の際は、事前に賃金引上げ計画の策定と労働局への届出を要します（令和7年度は、計画の事前提出を省略可能とする特例が設けられています）。

令和7年度申請分は、機器等の納品・支払完了・賃金引上げを令和8年1月末日（事業完了期限）までに終えることとされているため、これから活用をお考えの場合は、令和8年度申請に向けて制度に関する情報を収集し、概要把握や設備投資・人材育成など生産性向上に資する取組の検討を行っていくとよいでしょう。

⑤ 活用事例

小売業の事例では、POSレジと在庫管理システムを導入することで業務の効率化を実現し、その成果を賃金に反映させた例、製造業では、生産ラインに省力化機器を導入して残業時間を削減し、賃上げと働きやすさの両立を実現した例があります。

② 人材確保等支援助成金

① 制度のポイント

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成されます。

② 利用できる企業

中小企業、大企業どちらも利用可能ですが、賃金規定制度の導入による助成は中小企業のみが利用できます。

③ 活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ（5%以上）を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

2 非正規雇用労働者の処遇

改善（キャリアアップ助成金）

① 制度のポイント

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成されます。

助成額は、賃上げを行った非正規雇用労働者1人あたり最大7万円（大企業の場合は1人あたり最大4.6万円）です。

② 活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引上げを実施した場合、65万円が支給されます。

都道府県の

賃金引上げ支援事業

国の制度に加えて、各都道府県でも独自の賃金引上げ支援施策が展開されています。厚生労働省のホームページ（「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業」のキーワードで検索）では、全国の取り組みを一覧できる資料が公開されています。

① 取り組み例

① 専門家派遣

経営改善や人材育成に関するアドバイザーを無料または低コストで派遣し、企業ごとに最適な改善策を提案する取り組みがあります。特に中小企業では、外部の知見を得ることが大きな推進力になります。

② 設備投資やIT導入の助成

国の助成金に上乘せする形で、県独自の補助金を用意しているケースも見受けられます。たとえば業務効率化に資する機器導入や、クラウドシステムの導入支援などが対象です。

③ 研修・セミナーの開催

労務管理や賃金制度設計に関するセミナーを開催し、企業の担当者が知識を深められるようにしている自治体もあります。

④ モデル企業の紹介

地域内で賃上げに成功している企業の事例を広く紹介し、他の企業の参考になるようにする施策も取り入れられています。

② 活用のポイント

各都道府県の支援策は、その地域の産業構造や中小企業の実情に合わせて設計されています。国の助成金と併用できるケースもあり、組み合わせることでより大きな効果が期待できます。

中小企業の経営者や人事労務担当者にとっては、国の制度を知るだけでなく、「地域ならではの支援策」も確認し、最大限に活用していくとよいでしょう。

株式報酬制度

株式報酬制度とは、会社が役員への報酬や従業員への給与を自社の株式で支払う制度のことです。株式のみではなく現金報酬と併用することが一般的です。

かつては直接株式を報酬として支払うことは認められていませんでした。会社法上、無償の株式発行や労働による出資ができなかったからです。

しかし、諸外国では株式報酬制度が一般的に利用されているため、2016年に直接的な株式報酬支払を認めるという見解が出され、さらに株式報酬に関する税制改正もされたため2017年以降、日本でも株式報酬制度を導入する会社が増えてきました。日本企業は欧米に比べて月例給の比率が高く、株価引上げに対する経営陣の意識づけが低いと投資家から批判されてきました。2023年に東京証券取引所が上場企業に資本コストや株価を意識した経営を要請し、

株式報酬比率を上げる企業が増えてきました。

外資系コンサル会社WTW（ウイリス・タワーズワトソン）が売上高等1兆円以上の日本企業83社を対象に最高経営責任者（CEO）ら経営トップの報酬を集計したところによると、主要企業の株式報酬の比率は2024年度に前年度より3ポイント上がった33%とはじめて3割を超え、現金で支払う月例給いわゆる基本報酬（2ポイント低下の32%）を初めて上回りました。

欧米型の報酬体系が広がっており、経営者が企業価値を高める動機づけにもなります。グローバルで人材を獲得しやすくするほか、株価を意識した経営を後押しする効果があります。また、株式報酬は一定の勤続年数後株式が交付される場合、役員等の他社への流出や独立を防止する効果があります。優秀な人材をキープできるので、中長期的な経営方針を立てやすいというメリットもあります。

電動キックボード

電動キックボードは2023年7月、規制緩和により「特定小型原動機付自転車」と分類され、16歳以上であれば運転免許なしで運転できるようになりました。街中で見かけるようになった電動キックボードは、シェアリングサービスも普及し、手軽な移動手段として注目されています。都市部では自動車よりコン

パクトで交通渋滞緩和やCO₂排出量が少ないため環境負荷低減のメリットがありますが、一方で放置駐輪、歩道走行、飲酒運転などの交通ルール違反、接触事故などが社会問題となっています。2024年の交通違反件数は4万件超に上り、これは登録台数の1.8倍です。また、事故の17%が飲酒運転によるものです。罰則強化など国、事業者のさらなる対策が求められます。

「第6の味覚」に注目

味覚には甘味、うま味、塩味、酸味、苦味の5種類が知られているところですが、最近では第6の味覚として「脂肪味」が注目されています。

味を感じる仕組みは、味の刺激を舌などに分布する味蕾の味蕾細胞先端部分にある受容体が受け取り、味神経を通じて情報を脳に伝達することで感じます。食物中の油脂は唾液で脂肪酸に分解されます。脂肪を含む料理をおいしく感じるのは脂肪酸だけを感知する味細胞のほか、甘味細胞やうま味細胞の半数以上も脂肪酸に反応するからです。脂肪は独特の食感や匂いで認識されたと考えられてきましたが「GPR120」という受容体が脂肪酸をキャッチし特定の神経を経由して脳に伝えることで味として感知しています。GPR120という受容体がないと機能しないと脂肪酸とうま味を区別できず脂肪の多い食事を好むようになると報告されており、食事による肥満を防ぐ重要な鍵となります。